

* これは実際の試験問題用紙ではありません。
(This is NOT the actual test.)

No.000001

受験番号				
------	--	--	--	--

学習能力考査
社会科学

資料及び問題
指示

係りの指示があるまでは絶対に中を開けないこと

0. See you ICU!
1. この考査は、資料を読んで、あなたがその内容をどの程度理解し、分析し、また総合的に判断することができたかを調べるためのものです。
2. この冊子は前半が資料で、後半に 40 の問い(1-40)があります。
3. 考査時間は、「考査はじめ」の合図があってから正味 70 分です。資料を読む時間と解答を書く時間の区切りはありませんから、あわせて 70 分をどう使うかは自由です。
4. 解答のしかたは、問題の前に指示してあります。答えが指示どおりでないと、たとえそれが正解であっても無効になりますから、解答の仕方をよく理解してから始めてください。
5. 答えはすべて、この冊子といっしょに配られる解答用カードの定められたところに、指示どおりに鉛筆を用いて書きいれてください。一度書いた答えを訂正するには、消しゴムできれいに消してから、あらためて正しい答えを書いてください。
6. もしなにか書く必要があるときは、必ずこの冊子の余白を用い、解答用カードには絶対に書き入れないでください。この冊子以外の紙の使用は許されません。
7. 「考査やめ」の合図があったらただちにやめて、この冊子と解答用カードとを係りが集め終わるまで待ってください。集める前に退場したり用紙をもちだすことは、絶対に許されません。
8. 指示について質問があるときは、係りに聞いてください。ただし資料と問題の内容に関する質問はいっさい受けません。

「受験番号」を解答用カードの定められたところに忘れずに書き入れること

1

意表をつく議論というものがある。およそ常識では考えにくい議論を立てて読み手の注目をひき、それによって逆説的に自分の主張の正しさを印象づけるような議論である。それはこれまで誰もが見落としていた点を発見し、斬新な解釈を示すものであるかもしれないし、あるいは逆に、根拠のない思いつきにすぎないかもしれない。独創性と思いつきは紙一重なのである。

意表をつく議論として、たとえば、哲学者イマニュエル・カント（1724－1804年）は一定の種類戦争を積極的に提唱していた、というのはどうだろう。カントについて多少の知識がある人間にとって、それはかなりの驚きなのではないか。彼の書いた『永遠平和のために』は、表題の示すとおりのゆるぎない平和を求めたものとして知られ、今なお戦争のない世界を考える際の最も基本的な文献の一つとして読み継がれている。またカント（カント主義者）といえば平和主義者、あるいは政治にも高度の倫理性を求める人間を意味するのが普通である。

それゆえ、カントが一定の種類戦争を提唱していたというのは、ある人々にとって全く信じられない話であろう。逆にある人々は、あのカントがそうまで言うのならそれは本当に必要な戦争に違いない、と思うかもしれない。カントがある種の「権威」である分、こういう意表をつく議論は逆説的な効果を発揮するのである。

数年前、カントを自称する国際法哲学者がそういうカント解釈を示して話題になった。テソンという米国の学者で、その主張の骨子は、ある国ではなはだしく人権が侵害されているとき、他の国々は迫害される人々を救うために戦争を起こしてもよい、とカントの哲学から結論づけることができるというものである。そういう戦争を、国際法の用語で「人道的介入」という。そういう口実での戦争が許されるかどうかについて国際法上はまだ疑問も多いが、にもかかわらずテソンは、カントがそういう戦争なら積極的にやれと言っている、と解釈するのである。

かいつまんで言うと、テソンの立論は、(1)カントは国々が共和政体をとるべきだと言っている、(2)カントの言う共和政体とはこんにち自由民主主義と呼ばれているものである、(3)自由民主主義とは人権を完全に保障する政体をさす、(4)国際法によれば人権の保障は文明国に仲間入りするうえで必須の要件である、(5)ゆえに人権を保障しない国に対して他国は武力をもって介入する義務を負う、というものである。この論法の最初の主語と最後の述語をつなぐと、カントは人道的介入をおこなうべきだと言っている、ということになる。

しかし、本当にそうだろうか。カントの頃には人道的介入などという概念はまだなかったからそういうことを言っているはずはない、といった批判の仕方はここでは控えよう。そういうことを言い出したら人権という概念についても同様だし、民主主義という概念も（すでに存在してはいたが）一般的に用いられていたものではなかったからである。

それにしてもテソンの主張には、何かしら腑に落ちないものがある。その理由は第一に、カントがテソンの議論と全く反対のことならば随所で言っているからである。『永遠平和のため

に』の中でカントは、「いかなる国家も、ほかの国家の体制や統治に暴力をもって介入してはならない」と述べ、「理性は紛争解決の手続きとしての戦争を断固として処罰し、反対に平和状態を生み出すことを義務とする」と述べている。また別の著作である『人倫の形而上学』でも、「われわれの中にある……理性は、戦争はあってはならないと宣言する」と述べている。原典からはテソンの主張の正しさが裏付けられないのである。

第二に、さきの5段階の立論にも概念上おかしな点がある。とくに、「共和政体イコール自由民主主義」という定義からしてすでにあやしい。カントが共和政体と対比するのは「専制政体」だが、彼は多数決をおこなう制度（すなわち現在で言う民主主義）は「専制」だとしてこれに批判的である。多数決は「少数の封殺」でもあるからであろう。加えて、その意味での共和制は、一人ひとりの人間に「人権」が保障されているかどうかとも、直接には関係しない。そうするとテソンは、出だしのところでボタンを掛け違えたまま議論を進め、カントが考えてもいなかった結論にたどり着いてしまったことになる。

おそらくテソンは、人権というもの（米国流のそれだが）を何よりも大切に思っているのだろう。そして、それが侵害されているときには黙って眺めるのではなく効果的に救わねばならない、と切実に考えているのだろう。それはそれでよい。しかしそういう議論の展開のためにカントを持ち出し、「国々に武力行使の義務がある」と立論した時点で、とたんに無理な議論になってしまった。カントに依拠していなければ「よくある政治的主張」で済んだかもしれないのに、カントに依拠したばかりに「精度を欠いた政治分析」になってしまったのである。いったい何が悪かったのか。

パトリック・キャップスというイギリスの国際法学者は、テソンが二つの大きな見落としをしていることが何より問題だと批判する。一つはカントが国際社会の「自然状態」、すなわち国々が法に従わず勝手に戦争している状態を強く忌避し、大事な克服課題だと考えていたことである。もう一つは、国際法の本質的な要点は独断に代えて協調を、国々の単独行動主義に代えて共同行動主義をうち立てることにある、とカントが考えていた点である。その二つの点を見落としていなければ、「(1)人権保障が何にもまさる価値だから（カントはそうは言っていない）、(2)国々は独自の判断で、(3)人権のための戦争を起こしてよい」という立論には絶対にならないはずだ、とキャップスは言うのである。この批判は正しい。

2

見落としは誰にでもある。しかし、学者が大切な論点をうっかり見落としたなら学者としての資質が問われることになるし、意図的に見落としたのなら学者としての良心が問われることになるだろう。

だが問題は、テソン個人の作業手順がどうであったかではない。それ以上に、彼のいささか無理な議論だての中に、近代国際法の思想的格闘がよく現れていると思われることなのである。あるいは、そこに「近代」の問題性が屈折して現れていることなのである。

「近代」とはただの時代区分ではなく、16世紀末ないし17世紀初頭からヨーロッパで広まった、人間の思考方法や社会の構成原理についての支配的な考え方を指す。ひとくちで言ってそれは合理主義であり、統一性のある秩序を求め、普遍性のある原理を立て、そういう原理を社会に適用することである。

国際法思想、より広くは国際関係の思想においても、そのような「近代」志向は深い影響を及ぼし続けた。とりわけ、国際社会には統一的な権力というものがないが、それをどう「克服」するかという問題意識においてである。こんにちに至るまで、国際社会には世界政府も世界警察力もない。国際法というルールはあるが、それを守れと強制する手段はないから、ルールと呼ぶのがためらわれるほど不統一で弱々しい法体系である。社会や法のこういうあり方は前近代的だ、それを克服しなければ国際法も国際社会も近代化しない——そういう強迫観念がずっと働いてきたのである。

にもかかわらず、国際社会に統一的な権力は作られないままできた。国連（国際連合）という機構は作られたが、別に自前の軍事力や警察力を持っているわけではない。国連の機関である国際司法裁判所も、国々を強制的に裁判することはできない。そうするとこういう問題が起きる。現代の国際法において大事な要素となっている人権がひどく侵害され、迫害がおこなわれている国に対し、それを強制的にやめさせる中心的な統一権力がないのだから、誰かがそれをやらなければならないのではないか、あるいは誰でもやってよいということにするほかないのではないか——。戦争その他の武力行使は国連憲章で禁じられているが、人権という大切なことがらについてはそういう禁止にこだわってなどいられないのではないか——。

そしてあるとき、ある人々が、「そのとおりだ」と言い始めた。ルールを強制する統一的な権力の不在にもう耐えきれなくなり、それと表裏をなす武力行使禁止原則にも耐えきれなくなって、「人権を守るための戦争ならしてもよい」と主張したのである。テソンもその一人にほかならない。それは、一定の種類の戦争は国際法によって肯定され推奨されているという、「近代」以前の国際法思想に見られた、「正戦（正義の戦争=just war）」思想の復活でもあった。

この考え方はなかなか込み入っている。いま言ったような意味では「前近代」の要素を持つものの、他方で人権というものの「普遍性」を前面に打ち出し、それを実力を使ってでも実現しようとする点では「超近代」の要素も持つからである。

込み入っているだけでなく、それはむずかしい問題をはらむものでもあるだろう。第一に、「誰かが」とか「誰でも」とか言うものの、実際にそういう戦争（それは勝ち目十分の戦争であるのが普通だろう）を戦うことができるのは、おおむね軍事的な強大国に限られる。最近では米国などがその例である。そう見るならば、この「正戦」の正しさは一定の国に独占されているのだと言わなければならない。そのように独占された正しさというものは、いったいどこまで普遍性を持ちうるだろうか。それは真に国際社会全体を代表する権力（とは何かがまたむずかしい問題なのだが）が不在のまま、それが果たすはずだった機能だけは誰か特定の国にやらせようとするところからくる、当然の無理であり、避けがたい選択性である。

第二に、「人権の普遍性」もまた、言うほどに自明ではないかもしれない。いくつかの権利、たとえば気まぐれに生命を奪われないこととか、性によって差別されてはならないことなどは、おそらくどの国でも認められるべき権利だろう。しかし、宗教上の戒律によって女性が布で顔を覆うことや、財産保有に一定の制限を加えることなどはどうか。それらが強制的にでも禁止されるべきことがらであるかどうかは、国や地域により、また歴史や文化により異なることなのではないか。

「人道的介入」という名の戦争を積極的に推奨する議論の多くは、この点をあまり突きつめていないように思う。つまり、「人権」といえば自動的に「普遍的」であることにされてしまうのである。しかし、ことはそれほど簡単ではない。特に、人権のために単独あるいは少数で「正戦」を起こせる国が限られているなら、それによって守られる人権というものも、それら少数の国が人権と判断するものに限られることになる。それは運よく世界大で人権として尊重されているものかもしれないし、運わるくそうではないかもしれない。幸か不幸か、世界の現実、かなりの程度、後者に片寄っているのだ。その場合、それら少数国の唱える人権の「普遍性」は、一部の国々にとってのみ正しいという意味で、普遍的というよりはむしろ特殊かつ個別的である。

3

少し前から、「近代」が求め続けてきた「普遍的真理」に対する信頼は、世界的にもゆらぎだしていた。誰にとっても正しいことなどそうざらにあるわけがないではないか、ということである。たとえば米国の社会学者、イマニュエル・ウォーラーステインは、「普遍主義は歴史的には常に偶然のものだった」と言う。「これが誰にとっても正しいことだ」といった普遍主義の主張は、「いつも特定の人々によって唱えられるものだ」、というのである。そう言われればそうかもしれない。自由といい、民主主義といい、人権といい、それを主張する側にとって意味があるから主張される、ということは割合しばしばあるのではないか。「民主主義は普遍的な価値だ、だからあの非民主的な国の体制を力づくでも改めなければならない」といった主張がその典型である。しかし、そう主張する国はあらゆる非民主国家に対して同じように戦争をするわけではないかもしれないし、民主主義の普及よりも相手の政権や資源に対する支配が戦争の本当の理由かもしれない。だから、本当の普遍主義には謙虚さが求められるはずなのだ。

テソンなどの議論に欠けているのは、そういう、普遍主義的な主張が保たねばならない緊張感である。私にとっての真理はあの人々すべてにとっても真理であるか、という謙虚な自省心である。むろん、正しさ（あるいは「正義」）の基準が一つであるほうが世の中は簡単だろう。その基準を破る国や人を処罰することもたしかに必要なではある。大切なことは、しかし、そういう基準が特定の国や人の独断でなく、社会の多数の成員によって認められたものかどうかである。より正確に言うなら、社会の多数の成員が「よし」とした手続きによって選ばとられ、定着した「正義」であるかどうかである。それを顧慮しない普遍主義は、ひとつ間違えばただ

の独善主義に陥りかねない。

にもかかわらず、「正義」は人間の歴史にくり返しくり返し登場する。その際、自分の主張している正義がひとりよがりの正義であると言われては具合が悪いから、多くの場合それが普遍的な正義であると主張されることにもなる。興味深いのは、極端な不正義の被害者から、しばしば極端な正義の主張が生まれてくることである。たとえば、第二次世界大戦の戦前および戦中にひどい迫害を受けた、ユダヤ人の作った国家であるイスラエルの行動を見ればよい。

記録を見る限り、ナチス・ドイツのユダヤ人に対する迫害は言語に絶するものだった。アウシュヴィッツなどの絶滅収容所で殺害された人々を含め、犠牲となった人々は約600万人にのぼるとも言われている。そのユダヤ人たちが戦後、イスラエルという国を建国した。自前の国家の建設は、ユダヤ人にとって待ちに待った夢の実現であっただろう。夢であるだけでなくそれは、何世紀にもわたってヨーロッパ各地で迫害されてきた民族がもはや絶滅を恐れなくともよい、ある意味では大きな正義の実現だった。しかしこの国は、長い間その場所に住んでいたパレスチナ人を追い出し、ある時期からは占領地で迫害を始めることになる。迫害や虐待はおさまらず、あまりにひどいものだから、逆にそれへの抵抗が「正義」に格上げされてしまう。パレスチナ人側の抵抗は「自爆テロ」となり、絶望的にエスカレートするばかりだ。

ところが、こういう絶望的な事態を客観的に、想像力豊かに眺めている当事者たちがいる。一人はイスラエルの作家アモス・オズで、彼はイスラエルの建国が正しく、パレスチナ民族運動は誤っていると言いながら、「私はこの国のユダヤ人になんか変わってもらいたい。……災厄と狂気と神経症で満ちみちた歴史と折り合いをつけてほしい」と言うのだ。とくにイスラエル建国という正義のためなら何をしてよいのだろうか、と厳しく自国に問う。「周囲を敵国に囲まれた国家は……ふつうは戦争犯罪とみなされる行為をはじめとして何をして許されるのだろうか。」

もう一人はパレスチナ人学者のエドワード・サイドである。彼はユダヤ人の虐殺（ホロコースト）がいかに重大な犯罪であったかを確認することから始め、「その後の世代にとっては、ユダヤ人か非ユダヤ人かという区別は、もはや意味のないものと化した」と言う。だからといってユダヤ人国家にすべてが許されるわけではない。「われわれの家が押しつぶされていく瞬間に、またわれわれの実存が屈辱と監禁の対象である瞬間に、ユダヤ人の苦難のみが優先されるべきだと語ることは、ある種の傲慢」ではないか、とサイドは告発するのである。いや、それを告発の一語で片づけるのは不正確というものだろう。サイドはそこからさらに掘り下げ、犠牲の連鎖に思いをはせるのだ。つまり、「ホロコーストがもたらした歪みが、その犠牲者のうちに歪みを生じさせ、その歪みが同じシオニズム（イスラエル建国運動＝筆者補足）の犠牲者、つまりパレスチナ人一人ひとりのうちに再生産されてしまう」ことである。

これは鋭い。要するに、かつては犠牲者で現在は加害者（ときにテロの被害者）であるイスラエルと、現在の被害者（ときにテロの加害者）であるパレスチナとが、根底で同じことをやってきた、と言っているのだからである。とすると、そこには何か普遍的なものがあるということにならないだろうか。

そうである。一見対立し合っているかに見える（実際にも対立しているのだが）二つの集団が、実は共通性を持っていて、とくに被害の受け方においてよく似ているのだ。いわば《被害の普遍性》である。自己の正義の普遍性の主張は救いのないことが多いが、こうして被害の普遍性を認識し合うことは、和解へと通じる道をひらくのではないか。サイドはそうだとする。ナチス時代のユダヤ人の身の上に起きたことは、人間が悲惨な条件に置かれたときの体験として人類の普遍的な体験なのだ、と。「それは共感であり、他者の付度^{せんたく}であって、倫理や宗教や民族主義といった理由から殺人を犯すことを、絶対的に止めることでもある」。そうしてサイドは、イスラエル人の側も同じように考えてくれることを切望するのだ。

これに対しオズも、イスラエルとパレスチナが囚人と看守のように同じ一つの手かせでつながれていると述べ、不思議なほどよく似た考え方を示している。彼によれば、イスラエルとパレスチナの間には二つの別々な悲劇は存在しない。あるのはたった一つの悲劇であり、それが両者を包み込んでいるのだ、と言うのである。正義と正義がぶつかり合っていると考えるべきではない、というオズの意見はサイドのそれに限りなく近い。そして二人とも、ぬきさしならないこの紛争について、同じくらい深い希望を与えてくれる。

4

自らの正しさに対する緊張感を欠いた、テソンのような普遍性志向は、いわゆる「単独行動主義」につながりやすい。人権保障や民主主義確立など、誰にとっても普遍的に正しい戦争は積極的におこなわれるべきであるから、誰もやらないのなら自分一人でもやる、という発想だからである。そういう単独行動主義が目立つ国はテソンの本拠地でもある米国だが、くり返し単独行動主義的な戦争によって他国を畏怖させる傾向が見られるため、同国を「帝国」と呼ぶ論調も広く見られるようになった。

だがそれは帝国などではない、とフランスのエマニュエル・トッドは言う。少なくとも、普遍主義ではなく、したがって帝国でもない、と言うのである。彼によれば近年の米国は、弱者切り捨てに見られる平等主義の衰弱、権力をほぼ独占した少数者支配の蔓延、特定の人種に対する敵意や強迫観念の復活など、普遍主義を放棄するかのような傾向を強めている。ところがそれは、かつてのローマ帝国などがしっかり持っていた、「帝国というものに不可欠のイデオロギー的手段」を失ったということである。とすると、単独行動主義に訴えるから帝国なのではなく、単独行動主義に訴えるからこそ帝国ではない、ということになるだろう。実際にトッドは、「世界を支配する力がないため、米国は世界が自立的に存在していることを否定し、世界のさまざまな社会が持つ多様性を否定するのだ」と断定している。

もっとも問題は、米国がかつて存在した帝国と同種の帝国かどうかではない。実は普遍主義を軽視し、なおかつ単独行動主義に走る国というのが本当に犠牲にしているのは何であるか、という点が肝心なのだ。それはサイドの言う「共感や付度」、より広くは「寛容」なのではないか。トッドもその点を重視し、1950年から1965年にかけての米国は普遍主義に立ち、口

一マ帝国の普遍主義と同様に謙虚で寛大だったが、いまやそれは跡形もない、と言う。トッドの米国評は辛辣で、他の国を「悪の帝国」とか「悪の枢軸」とかに指定するやり方を「あまりに馬鹿馬鹿しい」と一蹴しているが、それは単なるからかいではなく、寛容が失われることへの懸念である。米国に本物の帝国になってほしいがゆえの懸念ではない。寛容の消失が現代世界にとってどれほど深刻であるか、そのことについての懸念なのだ。

寛容の消失がなぜ深刻なのか。言うまでもないことだが、他者や他国に対する不寛容ゆえの武力紛争や収奪がいまなお多く、かつ事態は複雑になる一方だからである。パレスチナ情勢だけではない。同じくらい複雑な問題は他にいくつもあるのだ。その複雑さを解きほぐす作業は気が遠くなるほどむずかしいが、むずかしくともそれを実行するための原理を持たなければ、世界の諸問題が解決に向かうことはない。だがその原理が「私の正義はみんなの正義」という主張から生まれることはないように思う。それは普遍主義を装いつつ、実は普遍主義を放棄することではかないし、さらにそれが単独行動主義の武力行使を伴う場合、単に敵に対する徹底的な不寛容を実践しているにすぎないとも言えるからである。不寛容であるならそれは、いつの日かそれを向けられた者たちからの報復を呼ばずにはいないだろう。

寛容とは単なる相対主義ではない。「A説も正しいし、それと正反対のB説も正しい」と言うことではないのである。ただし、自己の立場や説の相対化ではある。その正しさを全力を挙げて説明し弁証すると同時に、それだけが唯一の真理でも正義でもないかもしれない、と考える余地を残しておくことである。本当の普遍主義とはそういうものなのではないだろうか。そして、複数の正義と真理が存在する世界にあっては、そうする以外に平和を達成する方法はないように思われる。

人道的介入に関して言うなら、そのために自分が戦争をするのは当然に正しいと短絡的に語るのではなく、それが必要な場合もあると認めつつ、記号論学者ウンベルト・エーコのように、それを必要と認める自分を徹底的に問いつめることが必要なのだ。自分たちの介入に帝国主義的意図はないか？ 私たちの原理は彼らの原理でもあるだろうか？ エーコにとってそのように問いつめることは、いま自分が手出しをしようとしている（人権侵害などの）事態は、自己の全存在を賭けるに足るほど「耐えがたい」ものかどうかを確認するためである。単に自分にとって耐えがたいだけではない。世界と歴史にとって耐えがたいかどうかの問題なのである。そして、耐えがたいと判断し、介入をおこなった国々は、そのあとのすべてについて責任を負う用意がなければならない。これは厳しい要求である。しかし、本当に普遍性のある政策とは、そうした自己精査の果てに初めて生まれるものなのではないか。

そしてさらに、相対主義も試練にさらすこと。

「夕暮れの風にはじまり、ほくの肩の上に置かれた手にいたるまで、あらゆるものがそれぞれの真理を持っている」と述べたのは、アルベール・カミュ（フランスの作家）だった。相対主義の、きわ立って美しい宣明である。しかしカミュは同時に、「ほくにはほくが正しいと思う体制や世界があるが、自由とは、そこにおいてさえ、ほくのとは違う考えを擁護することができるということだ。つまり、自分に反対する者の言い分を聞く能力を持つことなのだ」とも

述べていた。「あれもこれも正しい」のではなく、「相手の言い分を聞く」ことなのである。それは、いつかは普遍主義を生み出すかもしれない相対主義でもあるだろう。もうそろそろ戦争多き世界から自分たちを解放するために、私たちは一度その原点に立ち返るべきなのではないか。

参考文献

(原著を参照したもので訳書のあるものは訳書も掲げた。訳語については訳書のそれを参考にしたが、そのものの引用ではない。最初から訳書を参照した場合は訳書そのものを掲げたが、引用に際しては読みやすさを考え、一部字句を修正した箇所がある。)

Camus, Albert, *Carnets II*, Editions Gallimard, 1964

(邦訳 アルベール・カミュ『反抗の論理 カミュの手帖2』, 高島正明訳, 新潮社, 1965年)

Camus, Albert, *Le mythe de Sisyphe*, Editions Gallimard, 1942

(邦訳 アルベール・カミュ『シーシュポスの神話』, 清水徹訳, 新潮文庫, 1969年)

Capps, Patrick, "The Kantian Project in Modern International Legal Theory", *European Journal of International Law*, Vol.12, No.5, 2001

ウンベルト・エーコ『永遠のファシズム』, 和田忠彦訳, 岩波書店, 1998年

Kant, Immanuel, *Die Metaphysik der Sitten* (1797), Suhrkamp Verlag (Immanuel Kant Werkausgabe VIII), 1977

(邦訳 イマヌエル・カント『人倫の形而上学』, 樽井・池尾訳, 岩波書店「カント全集 11」, 2002年)

Kant, Immanuel, *Zum ewigen Frieden* (1795), Suhrkamp Verlag (Immanuel Kant Werkausgabe XI), 1977

(邦訳 イマヌエル・カント『永遠平和のために』, 宇都宮芳明訳, 岩波文庫, 1985年)

アモス・オズ『贅沢な戦争』, 千本健一郎訳, 晶文社, 1993年

エドワード・サイード『パレスチナへ帰る』, 四方田犬彦訳・解説, 作品社, 1999年

Tesón, Fernando, *A Philosophy of International Law*, Westview Press, 1998

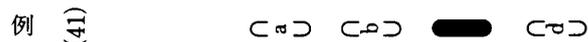
Todd, Emmanuel, *Après l'empire*, Editions Gallimard, 2002

(邦訳 エマニュエル・トッド『帝国以後』, 石崎晴己訳, 藤原書店, 2003年)

Wallerstein, Immanuel et al., *Open the Social Sciences*, Stanford U.P., 1996

(邦訳 イマヌエル・ウォーラーステイン他『社会科学をひらく』, 山田鋭夫訳, 藤原書店, 1996年)

次の問題（1－40）には、それぞれ a, b, c, d の答えが与えてあります。各問題につき、a, b, c, d のなかから、最も適切と思う答えを一つだけ選び、解答用カードの相当欄にあたる a, b, c, d のいずれかのわくのなかを黒くぬって、あなたの答えを示しなさい。

例 

-
- この論文の題として、次のうちどれが最も適切か。
 - ユダヤ人迫害をやめよう
 - テソンの議論の説得力
 - 新しい普遍性を求めて
 - 人権は平和にまざる
 - この論文の筆者の考えに合致しないものは次のうちどれか。
 - 「近代」の合理主義は誤りのないものだからいかなる場合でも尊重しなければならない。
 - 「人権」と呼ばれるもののすべてが普遍的であるとは言い切れない。
 - ユダヤ人への迫害もパレスチナ人への迫害もあってはならない。
 - 国際法の近代化のために正戦推進が不可欠だ、という考え方には問題がある。
 - テソンに対する批判として、この論文の筆者が言っていないことは、次のうちどれか。
 - 論理的に一貫していない。
 - 自民族中心主義的である。
 - 原典をきちんと踏まえていない。
 - 概念の定義があやふやである。
 - イマニュエル・カントの著作でないものはどれか。
 - 純粹理性批判
 - 実践理性批判
 - 判断力批判
 - ヘーゲル法哲学批判序説
 - 国際法を近代化させようとする「思想的格闘」の最も本質的な点は、この論文の筆者の説明によれば次のうちどれか。
 - 国連の権威を高めること。
 - 人権が完全に尊重されるようにすること。
 - 強迫観念を忘れること。
 - 大切な法原則を強制できる仕組みを作ること。

6. 国際司法裁判所が「国々を強制的に裁判することはできない」とあるが、その理由は次のうちどれであると考えられるか。
- 国々が強い国家主権を持っていて、その同意がなければ裁判にかけることができないから。
 - 国連に十分な予算がなく、思い通りに裁判が開けないから。
 - 裁判の基準になる国際法がまだ存在していないから。
 - 国際司法裁判所の裁判官にしばしば欠員が生じ、公正な裁判をするための仕組みが未熟だから。
7. 「武力行使の禁止などにこだわってられない」と考える人が現れたことの理由として最も大きなものは次のうちどれか。
- 武力行使の禁止という国際法のルールは、実際にはしばしば破られるのだから、ルールとしての効力はあまりないと考えたほうがよいから。
 - 人権保障がきわめて大切だといわれながら、その違反を防止し処罰する国際的な仕組みがないから。
 - 強い国の言い分が通る、というのがいままも変わらぬ世界の現実だから。
 - 国連憲章に人権を守るための武力行使はしてよいと明記してあるから。
8. 1948年の第3回国連総会で決議として採択され、その後の国連による人権保障体制の出発点となった文書は次のうちどれか。
- 国際人権規約
 - 集団殺害罪（ジェノサイド）の防止および処罰に関する条約
 - 世界人権宣言
 - 子どもの権利に関する条約
9. 一定の国に独占された「正戦」遂行が持つ性格の一つとして、「避けがたい選択性」ということが挙げられているが、その意味するところは次のうちどれか。
- どの国が正戦をおこなってよいかの決定には、厳正な国際選挙を経なければならない。
 - 正戦は現実問題として「勝ち目十分の戦争」なのだから、およそ勝ち目のない国には正戦遂行という政策を選択してはならない。
 - 正戦をすと言ってもそれを実施する公的機関がないのだから、それでもやるとなったら、いやおうなしに特定の国がやる結果になってしまう。
 - 正戦をやるかどうかは強大国の気まぐれで決まる部分が大きいですが、それが世界の現実であり、われわれもそこから逃れることはできない。

10. この論文の筆者の考えによれば、普遍主義と独善主義の関係は次のうちどれか。
- 普遍主義には独善主義を抑制する効果がある。
 - 普遍主義はやはり独善主義には勝てない。
 - 普遍主義と独善主義は、違うように見えながら、実は本質的に同じものである。
 - 普遍主義の検証を誤らなければ、独善主義に陥るのを防ぐことができる。
11. 「正義」に関するこの論文の著者の見方は次のどれか。
- 正義の確定には民主的な手続きがなければならない。
 - 正義など幻想であり、そのようなものは存在しない。
 - 普遍的な正義は他の何ものにもまさる価値である。
 - 私たちは正義の唯一の基準を見つけださなくてはならない。
12. 「極端な不正義の被害者から、しばしば極端な正義の主張が生まれてくる」という命題と矛盾していないのは、次のうちどれか。
- ある種の極端な正義主張は極端な不正義の存在と無関係ではない。
 - 極端な不正義さえなければ極端な正義の主張は生まれない。
 - 極端な正義の主張の背後には常に極端な不正義の実行がある。
 - 極端な不正義と極端な正義の間にはなんら連関がない。
13. イスラエル建国と同じ年に起きた出来事は次のうちどれか。
- 国際連盟設立
 - 柳条湖事件
 - ソ連によるベルリン封鎖
 - 第四次中東戦争
14. サイドの、「ユダヤ人か非ユダヤ人かという区別は意味のないものと化した」という言葉の理解として、最も適切なのは次のうちどれか。
- ユダヤ人も非ユダヤ人も同じように暴虐な行為をしている。
 - いまや世界市民の時代であり、民族や国籍について考えるのはやめるべきだ。
 - ユダヤ人に対する残虐な行為の結果を、人類すべてが反省材料として受け止めなくてはならない。
 - 非ユダヤ人、特にパレスチナ人に対するユダヤ人の暴虐は世界全体に対する犯罪であり、ユダヤ人も断罪されなくてはならない。

15. この論文でイスラエルの「占領地」と呼んでいるパレスチナの地区を、日本語では普通どう呼んでいるか。
- 共有地
 - 解放区
 - 非自治地域
 - 入植地
16. イスラエルによる占領地支配への抵抗が「正義」に格上げされるとあるが、それが正義だと主張するのは次のうち誰か。
- イスラエルとその支持者たち
 - パレスチナとその支持者たち
 - 国際社会全体
 - ナチス・ドイツ
17. この論文の筆者は、サイドのパレスチナ論はそこにおける「犠牲の連鎖」を指摘したものだと言っているが、筆者はなぜそのことに感心しているのか。
- 国際紛争というものが永久に変わらないことを見抜いているから。
 - 紛争当事者は気の毒であり、部外者の同情が何より大切だと説得的に議論しているから。
 - 普遍主義だけが人類の連帯を保証することを証明したから。
 - パレスチナ紛争の構造にひそむ大きな逆説をえぐっているから。
18. 《被害の普遍性》という考え方に対する批判として最も不適切だと考えられるのは、次のうちどれか。
- 安易にそういうとらえ方をすると、本当はどちらか一方のほうが「より悪い」と言える場合でも、そういう判断をすることを妨げるかもしれない。
 - この論文の議論の前提は、そもそも普遍性など存在しないということなのだから、それが存在することを前提にした概念を立てることは誤りではないか。
 - 二つの集団は被害者でもあり同時に加害者でもあるのだから、そのうちの一つの側面だけをとらえた認識方法に偏りはないだろうか。
 - 「被害の受け方」と言うが、何を被害と考えるかは人により集団により異なる主観的なものであり、客観的に測定することはむずかしい。
19. オズとサイドの共通性が深い希望を与える、とこの論文の筆者が言うのはなぜか。
- ユダヤ人の歴史的な不安を取り除く決定的な方法を示唆するから。
 - 平和は可能であるとする信念においてゆるぎないから。
 - 対立する二つの集団が実は一つの悲劇でつながれているという事実を示し、それが双方に認識されれば紛争解決の可能性があることと示唆するから。
 - 民族主義に基づく殺人が犯してはならない罪であることを訴えかけるから。

20. 「単独行動主義」の反対語として最も不適切なのは次のうちどれか。
- 国際協調主義
 - 多国間主義
 - 孤立主義
 - 善隣主義
21. 「単独行動主義に訴えるから帝国なのではなく、単独行動主義に訴えるからこそ帝国ではない」とはどういう意味か。
- 本当に武力の強い国は武力を行使する必要などない。
 - 帝国ならば単独ではなく同盟を動かして武力行使するはずだ。
 - 武力行使を安易におこなう国は帝国としての資格に欠ける。
 - 強力な武力行使だけでは帝国としての要件を満たさない。
22. 「世界が自立的に存在している」とはどういう意味か。
- 国々は国家主権を持っているため、世界には統一性がない。
 - 世界には国際法などもあり、一つにまとめ上げる規範体系がある。
 - 世界中すべてが米国と同じ世界観や価値観で動いているわけではない。
 - 世界の国々が米国の帝國的支配と闘争している。
23. トッドは「1950年から1965年まで」という数字を挙げて、この間に米国の寛容の低下という変化が起きたことを示唆しているが、変化を促した要因として全くあてはまりそうなのは次のうちどれか。
- インドシナ戦争の泥沼化
 - アジアアフリカ諸国の大量独立
 - 莫大な戦後賠償に対するドイツの強い不満
 - ソ連とのぬきさしならない軍拡競争
24. 「私の正義はみんなの正義」という命題を、この論文の筆者はどのように理解しているか。
- 善意にあふれた普遍主義であり、未来への希望を与えてくれる。
 - 正義の本質が「共有」にあることを見抜く定義である。
 - 世界の複雑さを解きほぐす第一歩である。
 - 本当は不寛容の実践にもなりうる。

25. この論文の筆者は「相対主義」という言葉と「相対化」という言葉を使い分けているが、筆者がどういう基準で使い分けているかの説明として最も適切なのは次のうちどれか。
- 相対主義は学説に関するものであり、相対化は弁明に関するものである。
 - 相対主義はすでに不決断な結論があるが、相対化は決然と思考しながら性急な結論は避けるものである。
 - 相対主義は正しいが、相対化は誤りである。
 - 相対主義は普遍主義の否定であり、相対化は普遍主義の肯定である。
26. 「複数の正義と真理が存在する」ことを認める態度を指す言葉として、次のうちどれが最も適切か。
- 資本主義
 - 敗北主義
 - 多元主義
 - 平和主義
27. エーコの議論との関連で、この論文の筆者は「人道的介入」という名の戦争についてどう考えていると読みとれるか。
- いかなる名目であれ戦争であること自体が悪なのだから、そういうものは認められない。
 - その種の戦争を否定すると世界は無秩序に陥るほかないから、前向きに評価されるべきである。
 - そういう戦争をすることがやむを得ない場合もあるかもしれないが、それが世界全体の意思と目的にかなっているかどうか、突きつめなくてはならない。
 - それは世界と歴史の視点から自己の全存在を賭けるに足るものであり、その実現のための環境整備をすべきである。
28. 「介入をおこなった国々は、そのあとのすべてについて責任を負う用意がなければならない」という言葉の説明として、エーコの意図に最も近いのは次のうちどれか。
- 介入自体が違法なのだからただちにやめ、すべての賠償責任を果たさなくてはならない。
 - 介入したら相手国政権を倒し、自己の考えに従って次の政権を樹立するまで、責任をもって相手国を占領統治しなければならない。
 - 相手国の司法・行政・立法のすべてについて責任を負い、政府に対しても国民に対しても責任を負って、征服に等しい結果を生まねばならない。
 - 介入する以上は自分の生命や安全を犠牲にしてでもおこなうべきであり、介入が法的・倫理的に誤っていないかどうか問い続けなければならない。

29. カミュは第二次世界大戦中、自国をドイツによる占領から解放するための運動に加わっていたが、この運動を何と呼ぶか。
- レジスタンス運動
 - キュビズム運動
 - ヴェトナム反戦運動
 - 公民権運動
30. 平和と相対主義の関係について、この論文の筆者のとらえ方に最も近いのは次のうちどれか。
- 今こそ絶対平和の原点に立ち返るべく、相対主義は抜本的に見直さなくてはならない。
 - あれもこれも正しいという相対主義を徹底することによってのみ、平和は得られる。
 - 相対主義の中には実は絶対主義の要素がこめられており、それを取り出せば平和への強力な主張になりうる。
 - 単なる全肯定型の相対主義でなく、寛容と言いかえることのできるそれを志向するならば、いずれは平和の種が見いだされるかもしれない。
31. イマニュエル・カントに先立って、はじめて国際法の確立を提唱した人物にオランダ出身のグロティウスがいる。かれの主著である『戦争と平和の法』は、どの戦争の惨禍をふまえて書かれたものであったか。
- オランダ独立戦争
 - ユグノー戦争
 - オーストリア継承戦争
 - 三十年戦争
32. この論文がいう単独行動主義に陥った一つの例として、日本の満州国建国があったと考えられる。これに関する歴史的事実として間違っているものは次のうちどれか。
- 満州事変は関東軍参謀の石原莞爾が中心となって作戦を計画した。
 - 関東軍は清朝最後の皇帝である宣統帝溥儀を執政にすえて、満州国を建国した。
 - 満州国の承認を渋った蔵相の高橋是清は青年将校らによって暗殺された。
 - 中国の提訴を受けて国際連盟が派遣したリットン調査団は、日本の行動を自衛権によるものとは認められないという結論に達した。
33. 20世紀前半の世界では、国際社会の協調を重んじる協調主義があった。日本でこの協調外交を推しすすめた政治家として最もふさわしい人物を一人えらべ。
- 吉田 茂
 - 田中 義一
 - 大隈 重信
 - 幣原 喜重郎

34. 共同行動主義の一つの現れとして国連軍があり、これが出動した事例として朝鮮戦争があげられる。この戦争に関する歴史的事実として正しいものは次のうちどれか。
- 第二次世界大戦まで日本の植民地だった朝鮮の独立はヤルタ協定においてはじめて日程にのぼった。
 - 1948年に成立した大韓民国の初代大統領は李承晩であった。
 - この戦争は韓国軍の先制攻撃によって始まり、戦況は一進一退を続けた。
 - この戦争で中国は北朝鮮を支援するために人民解放軍を派遣した。
35. 第一次世界大戦後、安全保障のための機構として国際連盟が設けられたが、これをめぐる事実として正しいものは次のうちどれか。
- アメリカは民主党が上院で反対したために、参加しなかった。
 - ソ連は第二次世界大戦が勃発するまで、加入を認められなかった。
 - 日本は国際連盟理事会の非常任理事国となった。
 - 新渡戸稲造は国際連盟の事務局次長として活躍した。
36. ユダヤ人に対するホロコーストの歴史のなかで、1940年に外務省の命令を無視して多くのユダヤ人に「命のビザ」を発行し、彼らの命を救った杉原千畝（すぎはら・ちうね）の行動は良く知られている。当時の国際情勢に関する説明として間違っているものは次のうちどれか。
- 杉原はリトアニアの代理公使として派遣されたが、この国はドイツに併合されようとしていた。
 - このときすでに第二次世界大戦が始まっており、ヨーロッパの情勢は大変緊迫していた。
 - このとき独ソ戦はまだ始まっておらず、杉原はユダヤ人をソ連経由で日本へ行かせ、さらに第三国へ出国させるトランジット・ビザを発行しようとした。
 - 当時は日独伊三国軍事同盟が締結される直前であり、外務省は「友好国」であるドイツを刺激することを恐れて、杉原がビザを発行することを認めなかった。
37. 国際平和を希求する世界の歴史において、1928年に締結された不戦条約の持つ意義は大きい。この条約に関する説明として間違っているのは次のうちどれか。
- この条約は世界平和を求めて1899年、1907年の二度にわたりハーグで開かれた万国平和会議の精神を受けつぐものであった。
 - この条約にはアメリカやソ連をふくむ63カ国が参加した。
 - この条約は自衛戦争をふくむ全ての戦争を放棄することをうたっていた。
 - この条約はフランス外相で、社会主義者でもあったブリアンが提唱したものであった。

38. 共同行動主義の一つの現れとしてPKOがあり、近年ではカンボジアに日本からも自衛隊が派遣された。このカンボジアの歴史に関する事実として正しいものは次のうちどれか。
- 6世紀に成立した真臘はチャム人が建てた海上交易国家であった。
 - アンコール=ワットは12世紀にスールヤヴァルマン2世が仏教寺院として建立した。
 - カンボジアは1883年、84年の二度にわたるユエ条約でフランスの保護国となった。
 - 大量虐殺で知られるポル=ポト政権は1979年のヴェトナム軍によるカンボジア侵攻によって崩壊した。
39. 1956年のソ連共産党第20回大会で、資本主義国との平和共存を唱えたフルシチョフの政策転換を「雪どけ」と呼ぶが、この時期の歴史的事実として正しいものは次のうちどれか。
- フルシチョフはスターリン批判を行ない、情報公開を含んだ大胆な改革路線を提起した。
 - 中国が平和共存路線に反発すると、ソ連軍は珍宝島（ダマンスキー島）で中国軍と衝突して中ソ論争が勃発した。
 - フルシチョフはアメリカを訪問してアイゼンハワー大統領と会談し、米ソ協調の精神が生まれた。
 - この年ハンガリーでは反ソ暴動が発生し、ドブチェクを首相とする新政権が誕生したが、ソ連軍の軍事介入により崩壊した。
40. 筆者はテソンの議論について、カントの著作に対する取りあげ方に問題があるを見た。それでは歴史学の分野で史料批判の重要性を訴え、近代歴史学の確立につとめた人物として正しいのは次のうちどれか。
- ブルクハルト
 - ランケ
 - ヘーゲル
 - ミシュレ